

横浜市立西柴中学校银杏会会則（後援会） 一部変更

第1章 総則

- 第1条 本会は银杏会（いちょうの会）と称する。
- 第2条 本会の事務所は横浜市立西柴中学校内（以下、「西柴中学校」という）に置く。
- 第3条 本会は、西柴中学校の発展を願い、西柴中学校を後援することを目的とする。
- 第4条 本会は前条の目的達成のため、以下のことを行う。
1. 西柴中学校の全教育活動の支援に関すること
（具体例：部活の全国・関東大会出場への協力・支援をするなど）
 1. その他本会目的遂行のための必要な事業に関すること
（具体例：周年行事に関する協力・支援をするなど）

第2章 会員及び役員

- 第5条 本会会員は、西柴中学校の卒業生をもって組織する。
- 第6条 本会には以下の役員を置く。
名誉会長1名 会長1名 副会長2名 書記1名 会計1名 会計監査1名
また、本会の運営上必要な場合、理事を数名置く。
- 第7条 名誉会長は西柴中学校長、会計は西柴中学校副校長とする。
- 第8条 会長、副会長、書記、会計監査、理事は、会員の中から選出する。
- 第9条 会長、副会長、書記、会計監査、理事の任期は目安として3年程度とし、再任を妨げない。
ただし、やむを得ない事由がある場合は、任期内でも役員を辞することができる。

第3章 会務

- 第10条 会長は会務を総括する。ただし、会長の事故ある時は任期末まで副会長が代行する。
- 第11条 役員会は名誉会長、会長、副会長、書記、会計、及び理事を持って構成し、会務を行う。会務の内容は、次のとおりである。
1. 第4条に示すとおり、本会の目的達成のために必要なことの検討と実施に関すること。
 1. 本会予算及び決算に関すること。
 1. 総会に関すること。
 1. 会則変更及び施行に関すること。
 1. 役員選出に関すること。

第4章 総会

第12条 総会は、必要のある時のみ開催する。第11条に示すとおり、役員会をもって本会の運営を行うこととし、総会は、定期的には開催しないものとする。

第13条 総会は、必要のある時のみ会長が招集する。または、会員100名以上の要求があった時、会長が招集する。総会の決議は会員の出席会員の出席総数の過半数を持って決定する。

第5章 会費

第14条 会員は卒業年度に会費として500円を納入するものとする。

第15条 既納会費および寄付金は、返還しない。

第6章 会則変更

第16条 本会会則の変更は役員会において決議し、承認された日より施行する。

第7章 補則

第17条 後援会を継承させるため、卒業時において生徒会役員及び有志を学年会員の代表とする。

第18条 本会会員で本会の秩序を乱し、あるいは本会の目的に反する行為をした者は役員会の決議により除名することができる。

第19条 本会は、西柴中学校の教育方針に一切干渉しない。

附則

本会の会則は、平成30年4月1日から施行する。

令和3年3月14日一部変更施行

現行役員（令和3年3月14日現在）

名誉会長 （西柴中校長）

会長 1名

副会長 2名

書記 1名

理事 1名

会計 （西柴中副校長）

会計監査 1名